宮古市いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業の概要

事業の内容

地域農業マスタープラン（地域計画）の実現に向け、マスタープランに掲げられた園芸、畜産等の中心経営体の規模拡大や、地域資源を活用した多角化の取組み、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成に必要な機械・施設などの整備を支援します。事業区分や実施主体、対象品目、整備内容は概ね次のとおりです。

区分	実施主体	対象品目	整備内容
担い手育成型	・中心経営体（認定農業者又は認定就農者に限る）のうち、３戸以上の農家で組織する法人及び農事組合法人 ・３戸以上の農家で組織する団体（中心経営体（認定農業者等に限る）が過半数を占める） ・JA の生産部会（受益者が３戸以上であり、うち中心経営体（認定農業者等に限る）が過半数を占める）　など	・園芸等 ・畜産 ・水稲のうち子実用米として用いるもの（主食用米、加工用米、米粉用米・新市場開拓用米等）ただし、、米の生産拡大に取り組む場合に限る。	・生産管理用機械整備（化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を含む。） ・生産施設整備 ・簡易な基盤整備など
	・中心経営体のうち、３戸以上の農家で組織された団体で、特定農業団体及び特定農業団体に準ずる組織	・土地利用型作物（水稲、麦、大豆、そば）	・生産管理用機械整備（化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を含む。） ・生産施設整備 ・簡易な基盤整備など
地域資源活用型	・中心経営体（認定農業者等に限る）のうち、３戸以上の農家で組織する法人及び農事組合法人 ・３戸以上の農家で組織する団体（中心経営体（認定農業者等に限る）を含む）　など	・事業実施主体自らが生産した農畜産物	・流通・加工処理機械施設整備
リーディング経営体育成型	・次の要件を全て満たすリーディング経営体候補者 ①中心経営体であること ②認定農業者であること ③経営理念、経営方針、戦略等を明文化した経営計画を作成した者であること	・園芸等 ・畜産 ・土地利用型作物（水稲、麦、大豆、そば） ・事業実施主体自らが生産した農畜産物	・生産管理用機械整備 ・生産施設整備 ・流通・加工処理機械施設整備

白地農地解消型	・中心経営体のうち、３戸以上の農家で組織する法人及び農事組合法人 ・３戸以上の農家で組織する団体 ・JA の生産部会が過半数を占める）　など	・園芸等 ・畜産 ・土地利用型作物	・生産管理用機械改良 ・生産施設改修

※対象品目は、事業を実施する地域において、地域農業計画マスタープランによる位置づけが必要です。

※中心経営体　マスタープランに掲げられた中心となる経営体。

※認定農業者　農業経営基盤強化促進法第 12 条の認定を受けた認定農業者。

※認定就農者　基盤強化法第 14 条の 4 の認定を受けた者であって、18 歳以上 50 歳未満の者。

補助率

補助対象ごとの上限事業費および補助率は以下のとおりです。

事業区分	対象品目	補助対象上限事業費	補助率
担い手育成型	園芸等・畜産 土地利用型作物（(水稲、麦、大豆、そば）化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械に限る。）	2,000 万円 （牛舎は 5,000 万円）	２分の１
	土地利用型作物（(水稲、麦、大豆、そば）化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を除く。）	1,000 万円	１０分の３
地域資源活用型	流通・加工処理機械施設	2,000 万円	２分の１
リーディング経営体育成型	園芸等・畜産、土地利用型作物、流通・加工処理機械施設	1,500 万円	２分の１
白地農地解消型	園芸等・畜産、土地利用型作物	2,000 万円	２分の１

※ 事業費は 50 万円以上でなければ対象になりません。

※ 園芸については対象作物によって市の嵩上げを行う場合があります。

事業の要望について

〔事業要望の取りまとめ〕

・事業要望は個別に相談のうえ確認しますので、要望調書の作成および関係資料を揃えたうえで、担当までご連絡ください。

※ 取りまとめの期限は令和８年９月１６日（水）です。

〔採択要件〕

・事業実施年度から３年度目を目標年度とした目標を設定し、これを達成できる事業実施主体であること。

≪目標設定について≫

担い手育成型：別紙の目標選択項目から２項目以上選択して設定。
うち１項目は必須目標から選択するものとし、５％以上の向上。

地域資源活用型：販売額５％以上の増。

リーディング経営体育成型：別表の目標選択項目から１項目選択して設定。

白地農地解消型：白地農地への作付け及び経営面積の拡大。

〔注意事項〕

・受益面積や規模等の要件については、事業内容や対象作物について異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
・事業要望の目的が、機械や施設の更新である場合は、採択になりません。
また、以前に事業を導入したが目標達成が不十分であるなど、事業導入の効果が低いと判断される場合は、採択されない場合があります。
・多数の事業要望があった場合、優先度が低いと判断される場合は、採択されない場合があります。

【お問い合わせ先】
農林水産部　農林課
電　話　０１９３－６８－９０９４（直通）
ＦＡＸ　０１９３－６３－９１１６

別表**【目標選択項目】**

〇担い手育成型

目標項目	選択項目	内容
必須目標 （５％以上の向上、又は皆増）	①販売量の増	農産物や加工品等の販売量の増加。
	②販売額の増	農産物や加工品等の販売額の増加。
	③経営規模拡大	面積や頭数等、経営規模の拡大。
	④経営コストの縮減	栽培及び管理技術の改善、作業時間の短縮、単収の向上等による経営コスト（生産・加工・流通・その他農業経営にかかるコストを含む。）の縮減に取り組むこと。
	⑤化学肥料使用料の減	化学肥料の使用量の低減。
	⑥化学農薬使用量の減	化学農薬の使用量の低減。
任意目標	⑦農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせた農業経営に取り組むこと。
	⑧農産物の高付加価値化	栽培及び管理技術の改善等による品質向上等、農産物の付加価値向上に取り組むこと。
	⑨農業の６次産業化	事業実施主体自ら生産した農畜産物（特産物を含む。）を活用した食品の加工、流通、販売を一体的に取り組むこと。
	⑩農業経営の法人化	法人化すること。
	⑪その他（自由設定）	選択項目①～⑩によらず、事業実施主体自ら考案・設定する。ただし、目標の妥当性について農業改良普及センターに協議し、同意を得ること。

〇リーディング経営体育成型

目標項目	選択項目	内容
必須目標 （１つ選択）	①年間販売額の増	事業実施主体の年間販売額がおおむね3,000万円を上回ること。
	②年間農業所得の増	事業実施主体の年間農業所得がおおむね1,000万円を上回ること。

※１：設定する目標は、整備する機械、施設等に発現される効果とすること。

※２：任意目標は必須目標の選択項目から選択しても良い。ただし、重複しないものであること。

※３：現状値及び目標値は、対象作物にかかる値とする。